

Ⅲ 障害等級の新設に関する検討

第1 現行の神経系統の機能又は精神の障害に係る省令

現行の障害等級表は、第1級の3を最上位として、第2級の2の2、第3級の3、第5級の1の2、第7級の3、第9級の7の2、第12級の12、第14級の9の8段階に区分している。

これを受けて脳の損傷による障害の場合は、症状の程度に応じて第1級～第14級のいずれかに障害等級を決定し、せき髄損傷の場合は第1級～第12級のいずれかに障害等級を決定することとされている。

第9級の7の2は、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当程度に制限されるもの」と規定され、具体的には脳損傷による障害の場合「一般的な労働能力は残存しているが、神経系統の機能又は精神の障害のため、社会通念上、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」が該当する。

第12級の12は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」と規定され、具体的には脳損傷による障害の場合「労働には通常差し支えないが、医学的に証明しうる神経系統の機能又は精神の障害を残すもの」が該当する。

なお、カウザルギー等の特殊な性状の痛みを除いて末梢神経による痛みは第12級又は第14級に該当することとされている。

第2 検討の視点

第9級と第12級の間で中間の等級（第11級）を新設するか否かを検討する。

第3 検討内容

1 上記第1のとおり、脳及びせき髄の損傷による障害については、第1級から第9級までは原則として1級の間隔を設けた上で、労働能力に及ぼす影響を総合的に判定して等級を認定することとしている。

これは、定量的な評価が難しい障害について、障害の状態に応じた障害等級の設定という法的な利益と明確な根拠もないまま基準を細分化することによる認定実務の混乱という不利益の両者の兼ね合いを勘案した結果と考えられる。

しかしながら、脳及びせき髄の損傷による障害の場合においてもその程度が軽いときには、第12級以下の障害等級として評価されるところ、第9級と1級の間隔をもつ第11級は設けられていないので、第9級との関係では何故11級が設けられていないのかとの疑問が生じる。

2 上記1の点に関して第9級と第12級の間で、第11級を新設するという意見がある。

この意見は、現行の規定では概念的に上記の等級間の評価の幅が大きすぎると考えられること、第9級には及ばないものの、第12級に該当する平均的な障害よりは明らかに重篤な状態の場合、第12級として認定することに一定の抵抗感を持たざるを得な

いときもあることから、よりきめ細かな障害の評価を行う必要性があることを根拠にするものである。

また、新設する級を「11級」とした場合、直近下位の障害等級は「12級」となり、格差は10級を新設するときと同様に隣接することとなるが、この場合は、「就労制限が何らかの形である状態が11级以上」、「就労制限がない状態が12級以下」と「就労制限の有無」により概念的に明確に区分できることができることを指摘している。

3 これに対して、第11級を新設する場合には、次のような問題点があるとの指摘がある。

① 第9級との関係では、第11級は1級の格差を持って障害等級を設定できるものの、既に第12級が設定されているところから、第12級と第11級は隣接することとなる。

したがって、第12級と第11級は、「就労制限の有無」により概念的には区分できるものの、実際には行動、動作等の制限や麻痺等の程度により障害等級を決定することから、12級と11級を明確に区分することは非常に困難であると言わざるを得ないこと。

さらに「就労制限」には至らないめまいや疼痛と「就労制限」に該当するめまいや疼痛を区分することは、客観的な尺度がない中では非常に困難であること

② 定量的な評価の難しい障害について、明確な基準がないままに障害等級を細分化することは現場における認定実務の混乱をもたらしかねないこと

③ 11級により評価すべき具体的な障害が必ずしも明らかではないこと

4 結論

第9級と第12級の間には第1級から第9級までの間と違って2級の間隔があること、「相当程度の職種制限がある」程度には及ばないものをすべて「労働には通常差し支えないが、時には差し支えがある」と評価することは必ずしも妥当ではないことから、第11級を新設する必要性が存することについては相当の論拠があるものとする。

しかしながら、第11級を新設した場合には、既に第12級が設けられていることから、第11級と第12級が隣接することになる。

第11級と第12級は概念的には区分することができるものの、現時点においては第12級に当たる障害と第11級に当たる障害を的確に区別することは困難であり、現場における認定実務の混乱が懸念されることから、本検討委員会としては、等級の新設問題については今後の検討課題とし、全体的な障害等級のあり方を踏まえて慎重に検討すべきであるとの結論に至った。

なお、今後11級と評価することが妥当であると思われる事例の収集及び12級と11級を明確に区分できる医学的な知見の収集に努め、できる限り早期にこの問題に関して改めて検討を行うべきである。

以 上

高次脳機能障害整理表

障害の区分 そう失 の程度	高次脳機能障害			
	意思疎通能力 (記録・記憶力、認知力、言語力等)	問題解決能力 (理解力、判断力等)	作業負荷に対する 持続力・持久力	社会行動能力 (協調性等)
A 多少の困難は あるが概ね自力 でできる	① 特に配慮してもらわなくても、職場で他の人と意思疎通をほぼ図ることができる。 ② 必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容をほぼ正確に伝えることができる。	① 複雑でない手順であれば、理解して実行できる。 ② 抽象的でない作業であれば、1人で判断することができ、実行できる。	概ね8時間支障なく働ける。	障害に起因する不適切な行動はほとんど認められない。
B 困難はあるが概ね自力でできる	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、ゆっくり話してもらう必要が時々ある。 ② 普段の会話はできるが、文法的な間違いをしたり、適切な言葉を使えないことがある。	AとCの間	AとCの間	AとCの間
C 困難はあるが多少の援助があればできる	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためにはたまには繰り返してもらう必要がある。 ② かかってきた電話の内容を伝えることはできるが、時々困難を生じる。	① 手順を理解することに困難を生じることがあり、たまには助言を要する。 ② 1人で判断することに困難を生じることがあり、たまには助言を必要とする。	障害のために予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督がたまには必要であり、それなしには概ね8時間働けない。	障害に起因する不適切な行動がたまには認められる。
D 困難はあるがかなりの援助があればできる	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためには時々繰り返してもらう必要がある。 ② かかってきた電話の内容を伝えることに困難を生じることが多い。 ③ 単語を羅列することによって、自分の考え方を伝えることができる。	CとEの間	CとEの間	CとEの間
E 困難が著しく大きい	① 実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話しかければ、短い文や単語くらいは理解できる。 ② ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求や望みだけは伝えられるが、聞き手が繰り返して尋ねたり、いろいろと推測する必要がある。	① 手順を理解することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。 ② 1人で判断することは著しく困難であり、頻繁な指示がなければ対処できない。	障害により予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督を頻繁に行っても半日程度しか働けない。	障害に起因する非常に不適切な行動が頻繁に認められる。
F できない	職場で他の人と意思疎通を図ることができない。	課題を与えられてもできない。	持続力に欠け働くことができない。	社会性に欠け働くことができない。

脳損傷による身体性機能障害整理表

身 体 性 機 能 障 害				
	歩行(移動)能力	物を持ち上げ、保持する能力	身体配置の能力 (姿勢保持の能力)	手の器用さ (巧緻性)
A 多少の困難はあるが概ね自力でできる	一人で概ね支障なく出勤することができる。 職場内での移動にも概ね支障がない	仕事で仕事に必要な物(10kg程度)を保持する(下げる)ことが、概ね支障なくできる	立位の支持及び座位の保持に概ね支障がなくてできる	多少の不便は感じるかもしれないが物を概ね自由に扱うことができる
B 困難はあるが概ね自力でできる	AとCの間	障害を残した上肢のみでは仕事に必要な物(概ね10kg程度)を保持する(下げる)ことができない	両足で1時間以上にわたる立位での支持はできない。	障害のために物を扱う際の器用さやスピードは多少低下している。例えば、スムーズに錠に鍵を入れたり、ティースプーンでコーヒーに砂糖を入れたりするのは難しいが、文字を書いたり、ドアのノブを回すことはできる
C 困難はあるが多少の援助があればできる	日常生活は概ね独歩であるが、不安定で転倒しやすく、速度も遅いもの	BとDの間	BとDの間	障害のために物を扱う際の器用さやスピードはかなり低下している。例えば、ドアのノブを回すことはできるが、コインを扱ったり文字を書くことに困難を伴う
D 困難はあるがかなりの援助があればできる	杖や装具無しには階段を上ることができないもの	障害を残した上肢のみでは仕事に必要な軽量な物(概ね500g)を持ち上げることができない	両足で30分以上にわたる立位での支持ができない	障害のために物を扱う際の器用さやスピードが極めて低下している。例えば、ドアのノブを回したり、文字を書くことができない
E 困難が著しく大きい	杖や装具無しでは歩行することが困難なもの	障害を残した上肢のみでは物を持ち上げることができない	障害を残した下肢のみでは立位での支持ができない	
F できない	歩行することができないもの	両手でも物を持ち上げることができない	両足で立位での保持ができない または、座位での保持ができない	